



第7章

附属資料



- 1 見直し検討の流れ
- 2 検討体制
- 3 区民説明会及びパブリックコメントの概要
- 4 「文の京」自治基本条例
- 5 用語解説



(1) 主な検討経緯

時 期		内 容
令和4年	6月16日	令和4年第2回文京区議会定例会建設委員会 報告：都市マスタープランの見直しについて
	6月24日	第1回文京区都市マスタープラン見直し検討連絡会 主な議題：見直し体制、スケジュール、見直しにあたっての視点
	7月19日	第1回文京区都市マスタープラン見直し検討協議会 主な議題：見直し体制、スケジュール、見直しにあたっての視点
	10月5日	第2回文京区都市マスタープラン見直し検討連絡会 主な議題：現行都市マスタープランの成果と課題、見直しの方向性
	10月21日	第2回文京区都市マスタープラン見直し検討協議会 主な議題：現行都市マスタープランの成果と課題、見直しの方向性
	12月23日	第3回文京区都市マスタープラン見直し検討連絡会 主な議題：都市マスタープランの構成、部門別の方針の見直し
令和5年	1月17日	第3回文京区都市マスタープラン見直し検討協議会 主な議題：都市マスタープランの構成、部門別の方針の見直し
	5月9日	第4回文京区都市マスタープラン見直し検討連絡会 主な議題：都市マスタープラン中間まとめ（案）について
	5月30日	第4回文京区都市マスタープラン見直し検討協議会 主な議題：都市マスタープラン中間まとめ（案）について
	6月26日	令和5年第2回文京区議会定例会建設委員会 報告：都市マスタープラン中間まとめ（案）について
	7月3日 ～8月1日	中間まとめ（案）のパブリックコメントの実施
	7月14日 ～7月30日	中間まとめ（案）の区民説明会を4回開催
	10月4日	第5回文京区都市マスタープラン見直し検討連絡会 主な議題：都市マスタープラン素案について
	10月24日	第5回文京区都市マスタープラン見直し検討協議会 主な議題：都市マスタープラン素案について
	12月20日	第6回文京区都市マスタープラン見直し検討連絡会 主な議題：都市マスタープラン素案について
	1月15日	第6回文京区都市マスタープラン見直し検討協議会 主な議題：都市マスタープラン素案について

時 期		内 容
令和6年	2月27日	令和6年第2回文京区議会定例会建設委員会 報告：都市マスタープラン素案について
	3月4日 ～4月2日	素案のパブリックコメントの実施
	3月9日 ～3月14日	素案の区民説明会を3回開催
	5月23日	第7回文京区都市マスタープラン見直し検討連絡会 主な議題：都市マスタープラン案について
	5月17日	第7回文京区都市マスタープラン見直し検討協議会 主な議題：都市マスタープラン案について
	6月21日	令和6年第3回文京区議会定例会建設委員会 報告：都市マスタープラン案について

(2) 審議経緯

時 期		内 容
令和4年	7月1日	令和4年度第1回文京区都市計画審議会 報告：都市マスタープランの見直しについて
令和5年	7月7日	令和5年度第1回文京区都市計画審議会 都市マスタープランの見直し（諮問） 議題：都市マスタープラン中間まとめ（案）について
令和6年	2月9日	令和5年度第1回文京区都市計画審議会 都市マスタープランの見直し（継続審議） 議題：都市マスタープラン素案について
	7月19日	令和6年度第1回文京区都市計画審議会 議題：都市マスタープラン案について（継続審議）
	7月19日	令和6年度第1回文京区都市計画審議会 議題：都市マスタープランの見直し（答申）

2

検討体制

(1) 文京区都市マスタープラン見直し検討協議会委員名簿

役職	氏名	所属等
会長	村木 美貴	千葉大学大学院 工学研究院 教授
副会長	谷口 守	筑波大学 システム情報系 社会工学域 教授
委員	加藤 孝明	東京大学 生産技術研究所 教授
//	西浦 定継	明星大学 建築学部 建築学科 教授
//	村山 顕人	東京大学大学院 工学系研究科 都市工学専攻 教授
//	綾井 新	文京区建築関係3団体（東京都建築士事務所協会文京支部、日本建築家協会関東甲信越支部文京地域会及び東京建築士会文京支部）から1人
//	新井 浩二	文京区観光協会
//	小能 大介	東京都宅地建物取引業協会 文京区支部
//	杉田 明治	文京区町会連合会
//	吉岡 新	東京商工会議所 文京支部
//	一針 源一郎	公募委員
//	鈴木 洋子	公募委員
//	高橋 速	公募委員
//	福富 光彦	公募委員
//	福本 佳世	公募委員
//	大川 秀樹	企画政策部長（令和6年3月まで）
//	新名 幸男	企画政策部長（令和6年4月から）
//	竹田 弘一	区民部長（令和5年3月まで）
//	鵜沼 秀之	区民部長（令和5年4月から令和6年3月まで）
//	高橋 征博	区民部長（令和6年4月から）
//	高橋 征博	アカデミー推進部長（令和6年3月まで）
//	長塚 隆史	アカデミー推進部長（令和6年4月から）
//	澤井 英樹	都市計画部長（令和6年3月まで）
//	鵜沼 秀之	都市計画部長（令和6年4月から）
//	吉田 雄大	土木部長（令和6年3月まで）
//	小野 光幸	土木部長（令和6年4月から）
//	鵜沼 秀之	資源環境部長（令和5年3月まで）
//	木幡 光伸	資源環境部長（令和5年4月から）

(2) 文京区都市マスタープラン見直し検討連絡会委員名簿

役職	氏名	所属等
会長	澤井 英樹	都市計画部長（令和6年3月まで）
会長	鵜沼 秀之	都市計画部長（令和6年4月から）
委員	新名 幸男	企画課長事務取扱 企画政策部参事 （令和4年6月24日まで）
//	横山 尚人	企画政策部企画課長（令和4年6月25日から）
//	鈴木 大助	総務部防災課長（令和5年3月まで）
//	齊藤 嘉之	総務部防災課長（令和5年4月から）
//	榎戸 研	区民部区民課長
//	横山 尚人	区民部経済課長（令和4年6月24日まで）
//	川崎 慎一郎	区民部経済課長 （令和4年6月25日から令和6年3月まで）
//	内宮 純一	区民部経済課長（令和6年4月から）
//	堀越 厚志	アカデミー推進部観光・都市交流担当課長
//	福澤 正人	福祉部福祉政策課長（令和5年3月まで）
//	木村 健	福祉部福祉政策課長（令和5年4月から）
//	橋本 淳一	福祉部障害福祉課長（令和6年3月まで）
//	永尾 真一	福祉部障害福祉課長（令和6年4月から）
//	篠原 秀徳	子ども家庭部子育て支援課長
//	下笠 博敏	都市計画部都市計画課長（令和5年3月まで）
//	佐久間 康一	都市計画部都市計画課長 （令和5年4月から令和6年3月まで）
//	真下 聡	都市計画部都市計画課長（令和6年4月から）
//	前田 直哉	都市計画部地域整備課長
//	有坂 和彦	都市計画部住環境課長（令和5年3月まで）
//	吉本 眞二	都市計画部住環境課長（令和5年4月から）
//	川西 宏幸	都市計画部建築指導課長
//	佐久間 康一	土木部管理課長（令和5年3月まで）
//	福澤 正人	土木部管理課長（令和5年4月から令和6年3月まで）
//	橋本 淳一	土木部管理課長（令和6年4月から）
//	村岡 健市	土木部道路課長
//	吉本 眞二	土木部みどり公園課長（令和5年3月まで）
//	村田 博章	土木部みどり公園課長（令和5年4月から）
//	渡邊 了	資源環境部環境政策課長（令和5年3月まで）
//	橋本 万多良	資源環境部環境政策課長（令和5年4月から） 事務取扱 資源環境部参事

役 職	氏 名	所 属 等
委員	五木田 修	施設管理部保全技術課長
//	松永 直樹	教育推進部教育総務課長（令和4年6月24日まで）
//	新名 幸男	教育推進部教育総務課長事務取扱 教育推進部参事 （令和4年6月25日から令和5年3月まで）
//	宇民 清	教育推進部教育総務課長 （令和5年4月から令和6年3月まで）
//	熱田 直道	教育推進部教育総務課長（令和6年4月から）

3

区民説明会及びパブリックコメントの概要

(1) 区民説明会

■中間まとめ（案）

開催日	開催場所	来場者数	アンケート 回答者数	意見数
令和5年7月14日（金）	文京シビックセンター	111	28	41
令和5年7月15日（土）		33	14	18
令和5年7月24日（月）	文京福祉センター江戸川橋	18	15	17
令和5年7月30日（日）	不忍通りふれあい館	33	14	16
合 計		195	71	92

※各会場とも開催時間は10時～16時

■素案

開催日	開催場所	来場者数	アンケート 回答者数	意見数
令和6年3月9日（土）	文京シビックセンター	51	38	36
令和6年3月10日（日）		35	19	17
令和6年3月14日（木）		59	26	19
合 計		145	83	72

※開催時間は10時～16時

(2) パブリックコメント

■中間まとめ（案）

募集期間	令和5年7月3日（月）～8月1日（火）
意見提出者数	71人
意見数	536件

■素案

募集期間	令和6年3月4日（月）～4月2日（火）
意見提出者数	27人
意見数	30件

平成16年12月文京区条例第32号
改正 平成19年3月文京区条例第4号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 自治の理念と基本原則

第1節 自治の理念（第3条）

第2節 基本原則（第4条—第7条）

第3章 区民等の権利と責務

第1節 区民の権利と責務（第8条・第9条）

第2節 地域活動団体の権利と責務（第10条・第11条）

第3節 非営利活動団体の権利と責務（第12条・第13条）

第4節 事業者の権利と責務（第14条・第15条）

第4章 区の責務（第16条—第19条）

第5章 区議会の責務

第1節 区議会の役割（第20条—第23条）

第2節 区議会議員の責務（第24条）

第6章 執行機関の責務（第25条—第30条）

第7章 協働・協治の推進

第1節 情報の公開（第31条—第34条）

第2節 参画（第35条・第36条）

第3節 意思の表明（第37条—第39条）

第4節 協働・協治の推進体制（第40条—第43条）

付則

文京区は、歴史的文化的遺産に恵まれた緑豊かな地域です。文京区に集う私たちは、文化の香り高いまち文京区を誇りとし、様々な可能性に富んだこの地を将来に向かって、さらに発展させたいと願っています。

私たちが良好な環境を維持しながら真に文化的にしあわせに暮らすためには、この地に住み、学び、活動するすべての人々が自律した存在として尊重されるとともに、守るべきもの、育むべきものを確かめ、自立した存在として、互いに合意を形成し、協力し合うことが必要と私たちは考えます。

そして、地域社会を豊かなものにするためには、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者、区が相互に協力し、地域社会の課題を解決するための住民自治の原則を共有のものとすることが大切と考えます。

私たちは、この原則を、ともに活動し、ともに地域社会の課題を解決するという意味で、「協働・協治」と呼び、「文の京」文京区の自治の理念として位置づけます。

私たちは、文京区の自治の理念や基本的なしくみを明らかにし、文京区の自治に関する基本条例として、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文京区の自治の基本理念としての協働・協治の考え方並びに区民、地域活動

団体、非営利活動団体及び事業者の権利と責務並びに区の責務を明らかにするとともに、協働・協治の基本的事項を定めることにより、豊かな地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 各主体 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区のそれぞれをいう。
- 二 区民等 区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者をいう。
- 三 区民 区内に住む人、働く人及び学ぶ人をいう。
- 四 地域活動団体、地域の課題の解決及び地域住民の連携を図るため、自主的に活動を行う地域に根ざして形成された団体をいう。
- 五 非営利活動団体 公共的な課題に関して、自主的に活動を行う団体で、前号以外の非営利に活動する団体のうち、協働・協治の担い手になりうるものをいう。
- 六 事業者 区内において事業活動を行うものをいう。
- 七 区 区議会及び執行機関により構成されるものをいう。
- 八 協働・協治 区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区が対等の関係で協力し、地域の情報、人材、場所、資金、技術等の社会資源を有効に活用しながら、地域社会の公共的な課題の解決を図る社会のあり方をいう。

第2章 自治の理念と基本原則

第1節 自治の理念

(協働・協治)

第3条 各主体は、協働・協治の考え方に基づき、相互に理解を深め、それぞれの果たすべき役割と責任を分担し、助け合いながら自主的・自律的に活動を行う。

第2節 基本原則

(参画と協力)

第4条 各主体は、地域の課題を解決するための活動に積極的に参画するとともに、自主的に調整し、協力し合い、連携を図る。

(情報共有)

第5条 各主体は、個人情報の保護に配慮しつつ、それぞれが保有する地域の課題及び地域の課題を解決するための活動に関する情報の共有を図る。

(対等な立場の尊重)

第6条 各主体は、豊かな地域社会の実現に当たり、相互理解を深め、信頼関係を築き、対等な立場を尊重し、地域の課題を解決するための活動を担う。

(自己決定・自己責任)

第7条 各主体は、自ら決定し、自らの責任において活動する。

第3章 区民等の権利と責務

第1節 区民の権利と責務

(区民の権利)

第8条 区民は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 区民は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(区民の責務)

第9条 区民は、地域の課題を解決するための活動に自主的な判断により参画する。

2 区民は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

第2節 地域活動団体の権利と責務

(地域活動団体の権利)

第10条 地域活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 地域活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(地域活動団体の責務)

第11条 地域活動団体は、地域の課題の解決及び住民相互の連携を図る活動を行う。

2 地域活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

第3節 非営利活動団体の権利と責務

(非営利活動団体の権利)

第12条 非営利活動団体は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 非営利活動団体は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(非営利活動団体の責務)

第13条 非営利活動団体は、自らの目的に沿った活動を通じて、地域の課題の解決に取り組む。

2 非営利活動団体は、自主的・自律的な活動を行うとともに、自らの発言及び行動に責任を持つ。

第4節 事業者の権利と責務

(事業者の権利)

第14条 事業者は、地域社会の一員として協働・協治の社会の実現に参画する権利を有する。

2 事業者は、地域の課題を解決するための活動に関する情報を求めることができる。

(事業者の責務)

第15条 事業者は、協働・協治に関する理解を深め、地域において他の主体と対話し、協働に努める。

2 事業者は、その社会的責任に基づいて事業活動を推進する責務を有する。

第4章 区の責務

(区の基本的役割)

第16条 区は、地方自治の本旨に基づいて、住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

2 区を構成する各機関は、それぞれの責務を果たすことを通じて、共通の目標である協働・協治の社会の実現を図る。

3 区は、持続可能で健全な区政を実現する。

(保証役としての役割)

第17条 区は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び区民等の活動の支援を通じて、区民等により公共的サービスの提供が適正に行われることを保証するよう努める。

(調整役としての役割)

第18条 区は、必要に応じて、区民等との間の調整を行う役割を担う。

(地域の担い手の支援)

第19条 区は、区民等の自主性及び自律性を尊重しつつ、地域の課題を解決するための活動に取り組む人々や団体が自主的・自律的に活動できるように支援する。

第5章 区議会の責務

第1節 区議会の役割

(区議会の基本的事項)

第20条 区議会は、住民の直接選挙により選ばれた議員で構成する意思決定機関であり、執行機関の区政運営を監視し、及び率（けん）制する機能を有する。

(区議会の責務)

第21条 区議会は、法令に定める権限を行使し、及び政策論議・立法活動の充実を図ることにより、区政の発展及び区民の福祉の向上に努める。

(情報の共有と説明責任)

第22条 区議会は、積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

(区民参加と活性化)

第23条 区議会は、区民との直接対話の場を設けるなど、区議会への区民参加を推進し、区議会の活性化を図り、開かれた区議会を目指す。

第2節 区議会議員の責務

(区議会議員の責務)

第24条 区議会議員は、区民の代表者として品位と名誉を保持し、自己研鑽（さん）に努めるとともに、常に区民全体の利益を行動の指針とし、誠実に職務遂行に努める。

第6章 執行機関の責務

(執行機関等の基本的事項)

第25条 区長及び副区長並びに行政委員会等は、協働・協治の推進のために、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行に当たる。

(執行機関の責務)

第26条 執行機関は、区民ニーズの把握に努め、補助機関の各部署の情報共有と連携・協力により、適正かつ迅速に公共的サービスを提供する。

2 執行機関は、常に補助機関の活性化を図るとともに、簡素で機能的かつ柔軟な組織とすることを旨とする。

(情報の共有と説明責任)

第27条 執行機関は、職務の執行に当たり積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

(政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画)

第28条 執行機関は、協働・協治の視点に立って、政策の立案、実施及び評価の各段階において、区民等の参画を図り、開かれた区政を目指す。

(区長の責務)

第29条 区長は、文京区の代表者として、公正かつ誠実に区政の執行に当たる。

2 区長は、区政の執行を通じて実現すべき政策を区民等に対して明らかにし、その達成状況について区民等に報告する。

3 区長は、効率的・効果的な行財政運営を行わなければならない。

(職員の責務)

第30条 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能等の向上に努め、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

第7章 協働・協治の推進

第1節 情報の公開

(区政に関する情報の公開)

第31条 区は、区民等の行政情報を知る権利を保障するとともに、区政に関する情報を積極的に公開する。

2 区は、区政に関する情報を公開するに当たっては、個人情報の保護に配慮しなければならない。
(区の説明責任)

第32条 区は、政策の立案から実施及び評価に至るまでの過程において、区政について、区民等にわかりやすく説明する責任を果たさなければならない。

(区民等の情報公開)

第33条 区民等は、それぞれが保有する公共的な活動に関する情報を共有することができるよう、個人情報の保護に配慮しつつ、その公開に努める。

(区民等の説明責任)

第34条 区民等は、自らが行う公共的な活動について、相互に説明するよう努める。

第2節 参画

(区への提案制度)

第35条 区は、区民等が区政に関する公共的な提案ができるようにし、その提案に対しては、協働・協治の視点に立って適切に対応しなければならない。

(各主体相互の活動への参画)

第36条 各主体は、地域の課題を解決するための活動に相互に参画し合い、連携を図るために話し、交流し、学び合う。

2 区は、区民等が活動に相互に参画し合えるしくみをつくる。

第3節 意思の表明

(区の政策等の周知)

第37条 区は、区政の基本的な指針、政策及び計画について、その内容を明確にし、区民等にわかりやすく周知しなければならない。

(区民等の意見表明)

第38条 区民等は、区の重要な政策及び計画の策定に関して、意見を表明することができる。

2 区は、重要な政策及び計画の策定に当たり、区民等からの意見を聴取し、その意見に対する考え方を公表しなければならない。

(住民投票)

第39条 区は、文京区に係る重要事項について、直接区民の意思を確認するため、住民投票の制度を設けることができる。

2 住民投票の制度及び実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第4節 協働・協治の推進体制

(社会資源の活用等)

第40条 各主体は、協働・協治の推進に当たっては、それぞれが社会資源を活用するとともに、自ら社会資源を創出し、相互に提供し合うよう努める。

(区外の人々との連携・協力)

第41条 各主体は、多様な取組や活動を通じて、区外の人々、団体、行政機関等と積極的に連携・協力する。

(協働・協治の推進のしくみ)

第42条 区は、区民等とともに、地域の課題の解決に向けて多様な取組を進めるための協働・協

治の推進のしくみをつくる。

(区における条例の尊重義務)

第43条 区は、条例の制定、政策の実施等に当たり、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

付 則 (制定 平成16年12月文京区条例第32号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (改正 平成19年3月文京区条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

5

用語解説

あ行	
IoT [アイオーティー]	Internet of Things の略。コンピュータ等の情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
ICT [アイシーティー]	Information and Communication Technology の略。情報処理および情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。
医工連携	医療に関わる新技術の研究開発や、新事業の創出を図ることを目的として、大学などの教育機関・研究機関、民間企業の医療関係者と工学関係者が連携すること。
一般緊急輸送道路	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第2条第1号に基づく緊急輸送道路*のうち特定緊急輸送道路以外のもの。
イノベーション	新しい技術の発明や新しいアイデアなどから、新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす自発的な人や組織、社会の幅広い変革のこと。
ウェルビーイング (Well-Being)	身体的な健康だけでなく、精神面、社会面も含めた全てにおいて良好な状態のこと。
ウォークアブル	街路空間を車中心から“人中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組。
雨水流出抑制施設	降った雨水を直接下水に流さずに、敷地内で浸透や貯留をする事で、雨水の流出を最小限に抑える施設。
エコロジカル・ネットワーク	生物多様性の拠点となる緑地を、小規模な緑地や街路樹等をつなぎ、生きものが移動できるようにすることで、多種多様な生きものが暮らしやすい状況がつけられた状態。
SDGs [エスディーゼイズ]	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略。2015年9月の国連総会で採択された行動指針で、持続可能な開発のための17のグローバル目標と169の達成基準からなる。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組。
LCCM住宅 [エルシーシーエム-]	ライフ・サイクル・カーボン・マイナス住宅の略で、建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省CO ₂ に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時の

	C O ₂ 排出量も含めライフサイクルを通じてのC O ₂ の収支をマイナスにする住宅。
延焼遮断帯	地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及び、これらと近接する耐火建築物*等により構成される帯状の不燃空間*。震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担う。
オープンイノベーション	大学やベンチャーから技術を導入するプロセス、共同研究や共同開発、ベンチャーの買収等、様々な手法を取り入れた、いわゆるオープンな手法によるイノベーション（技術革新）の創出。
オープンカット	土壌の安定勾配を利用して、山止め壁を設けずに地表面から掘削していく工法。
オープンスペース	公園・広場・道路・河川・樹林地など、建築物によって覆われていない土地の総称。加えて、宅地内における広場や歩行者空間、植栽地として整備された空間や建築物間の空地などを指す。
オープンデータ	機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータのこと。
温室効果ガス	地球温暖化*対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が対象となっている。
か行	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。標準面積は0.25ヘクタール、誘致距離は250mとされている。
崖線（がいせん）	河川や海の浸食作用でできた崖地の連なり。都内の区市町村界を越えて連続して存在する東京の緑の骨格となっている。
家庭用コージェネレーションシステム	自宅で電気を生成し、同時にお湯も供給する家庭用燃料電池システム。都市ガスやLPガスから取り出した水素を空気中の酸素と化学反応させて電気をつくり出し、このときに発生する熱でお湯を沸かし、給湯や暖房などにも利用される。「エネルギー」と「ファーム」（＝農場）を組み合わせる「エネファーム」ともいわれている。
環状メガロポリス構造	「東京構想 2000」で示された東京圏の骨格的な都市構造。環状方向の広域交通基盤等の東京圏の交通ネットワークを強化し、圏域の活発な交流を実現するとともに、多様な機能を地域や拠点が分担し、広域連携により東京圏全域の一体的な機能発揮を図ることを目的としている。
帰宅困難者	災害時に、徒歩により帰宅することが困難な人。

緊急輸送道路	高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路。
緊急道路障害物除去路線	震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う路線。
区民防災組織	災害に備える手段を講じ、自ら災害時の危険を除去するなど、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分たちのまちは自分たちで守るという連帯感に基づき、町会や自治会などを単位として自主的に結成する組織。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。
グリーンビズ	東京都が提唱する、「緑（グリーン）」を「様々な主体との協働（ビズ）」により、価値を高め、継承していく考え方。
グリーンリカバリー	新型コロナウイルス感染症の拡大による経済危機からの復興と、気候変動政策等を融合させる政策。
景観行政団体	景観法*に基づいて良好な景観形成のための具体的な施策を実施していく自治体。都道府県、政令指定都市及び中核市は自動的に景観行政団体となり、その他の市区町村は、知事との協議・同意により、景観行政団体になることができる。景観行政団体になると、法的に強制力を持つ取り組みができるなど、効果的で実効性のある景観行政を行うことができる。
公開空地	建築物の敷地内の空地のうち、日常一般に不特定多数の人々に公開される通路や広場等の空間。
合計特殊出生率	15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。
交通結節機能	空港や鉄道駅等で、バス、自動車など、他の交通機関との乗継ぎが図られ、多方向への移動の円滑化、利便性を確保する機能。
高度地区	都市計画法*に基づき、市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める制度。
高度利用地区	市街地において細分化した敷地等の統合を促進し、防災性の向上と合理的かつ健全な高度利用を図ることを目的として指定される地区。
コージェネレーション	天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。

国土強靱化	大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する強さとしなやかさを備えた国土、経済システムを平時から構築していくこと。
コミュニティ・ゾーン	「通過交通の排除」「走行速度の抑制」「路上駐車 of 適正化」「交通弱者への配慮」等の視点で、面的かつ総合的な交通安全対策を行い、生活道路を歩行者等にとって安心かつ安全に利用できる空間。
コミュニティ道路	歩行者が安全かつ安心して利用できる、道路環境の創出を目的として整備する道路。
コミュニティバス	交通の不便な地域の解消を進めるとともに、高齢者等の外出支援、観光や商業復興など、まちの活性化等を目的に運行を確保するバス。
さ行	
サードプレイス	自宅（第一の場）と職場や学校など（第二の場）の間にある、自分らしさを取り戻すことができる第三の居場所のこと。
細街路	一般交通の用に供されている、現況幅員4m未満の狭い道路。
再生可能エネルギー	エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。
サイバー（仮想）空間	主にコンピュータやネットワークによって構築された仮想的な空間のこと。代表的なサイバー空間としてインターネットなどがある。
サステナブルリカバリー	気候変動をはじめとする環境、経済、健康などの社会的課題への解決を図りながら、持続的な経済発展を遂げていく取組。
GIS [ジーアイエス]	Geographic Information System（地理情報システム）の略で、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。
市街地開発事業	総合的な計画に基づいて、一定の地区内で面的に公共施設の整備と宅地の開発を一体的に行う事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業*などがある。
市街地再開発事業	市街地開発事業*の一つ。都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物と建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行う事業。
自然増減	出生・死亡による人口の増減。出生数が死亡数を上回ると「自然増」、下回ると「自然減」となる。
事前復興まちづくり	首都直下地震などにより被災した場合に、迅速かつ計画的な都市復興を実現できるよう、都市復興のあり方や手順、執行体制をあらかじめ検討し、都民や行政職員等と共有を図る取組。
自転車シェアリング	地域内の各所にシェアリングポートと呼ばれる相互利用可能な駐輪場を設置し、利用者が好きな時に好きな場所で自転車を借りたり返却することができる、自転車の共同利用サービス。

自転車通行空間	車道の一部を利用した自転車専用通行帯の設置や、歩道内で植栽帯や舗装の色などにより歩行者と自転車を分離する手法等で整備される自転車の通行部分。
市民緑地制度	都市緑地法に基づく、市民緑地契約制度と市民緑地認定制度のこと。 市民緑地契約制度は、土地等の所有者の申出に基づき、地方公共団体または緑地保全・緑化推進法人が当該土地等の所有者と契約を締結して、一定期間当該土地に住民の利用に供する緑地等を設置し管理できる制度。市民緑地認定制度は、民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し区市町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置し管理できる制度。
社会増減	転入・転出による人口の増減。国内外を問わず移動した人口の増減となる。
修景	元来は庭園美化などを意味する造園上の用語。建築物や、道路・公園などの公共施設の形態・意匠・色彩を周囲のまち並みに調和させることなど、都市計画的な景観整備一般のこと。
住宅確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者。
住宅市街地の開発整備の方針	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（大都市法）に基づき、良好な住宅市街地の開発整備を図るため東京都が策定した長期的かつ総合的なマスタープラン。住宅市街地のうち、一体的かつ総合的に整備し、又は開発すべき重点地区として、文京区内では5地区が選定されている。
住宅ストック	ある一時点における、それまで蓄積されたすべての住宅の総量。
重点整備地域	整備地域*のうち、防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域。
準工業地域	用途地域*の一つで、主に環境悪化の恐れのない工場等の利便を図る地域。住宅や商店など多様な用途の建築物が建てられる。
準耐火建築物	建築基準において、耐火建築物*以外の建築物のうち、その主要構造部（壁、柱、床、梁、屋根、階段）が準耐火性能を満たし、かつ、延焼の恐れのある開口部（窓やドア）に防火戸など、火災を遮る設備を有する建築物をいう。
自立分散型エネルギー	建物内で利用するエネルギーを、その建物内もしくはその周辺に設置されたエネルギープラントより供給するシステムのこと。
震災復興土地区画整理事業	大正12年に起きた関東大震災からの復興のための区画整理。帝都復興土地区画整理と呼ばれ、都内では66地区3138haが施行され、65地区3117haが完了している。
親水空間	水を主題とし、意図的に水と親しむことを主目的にした場所。水にふれること、接することに加え、眺めることなども含まれる。

水害ハザードマップ	大雨によって河川等が増水し、水があふれた場合の浸水予測結果（平成15年7月東京都作成）に基づいて、浸水する範囲とその程度及び各地域の避難所*を示し、緊急時の避難などに役立つよう文京区が作成したマップ。
スカイライン	山岳や稜線や建築物の連なりなどにより形成される空との境界線のこと。
スタートアップ	今までにない新しいビジネスモデルを構築し、短期間に大きな成長と巨額の利益を狙っている企業のことを指す。
スマートシティ	ICT *等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域であり、Society 5.0*の先行的な実現の場。
3D都市モデル	建築物や土木構造物の三次元形状を仮想空間に再現する都市空間情報プラットフォーム。
生活の質 (Quality of life)	WHO（世界保健機関）は、生活の質（QOL）を「個人が生活する文化や価値観のなかで、目標や期待、基準または関心に関連した自分自身の人生の状況に対する認識」と定義している。一般的には「よりよく生きる」「その人らしく充実した生活を送る」という意味で用いられる。
整備地域	地域危険度が高く、かつ、老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域。
生物多様性	生きものたちの豊かな個性とつながりのことを指します。生物多様性条約では、「すべての生きものの変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。
ZEH [ゼッチ]	Net Zero Energy House の略。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。
ZEH-M [ゼッチマンション]	集合住宅のZEH。
ZEB [ゼブ]	Net Zero Energy Building の略。先進的な建築設計によるエネルギー負荷の抑制やパッシブ技術の採用による自然エネルギーの積極的な活用、高効率な設備システムの導入等により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、エネルギー自立度を極力高め、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した建築物。
ゼロエミッション東京	世界の平均気温上昇をよりリスクの低い1.5℃に抑えることを追求し、2050年に世界のCO ₂ 排出実質ゼロに貢献する東京都の目標。

ゼロカーボンシティ	2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを旨とすることを表明した地方公共団体のこと。
戦災復興計画	終戦後の日本において、戦争によって被害を受けた都市の復興のために、大規模な土地区画整理事業を主軸として計画された戦災都市の復興計画。
戦災復興事業	終戦後の日本において、戦争によって被害を受けた都市の復興のために、大規模な土地区画整理事業を主軸とした事業。
戦災復興土地区画整理事業	昭和21年に制定された旧特別都市計画法*に基づき、戦後の焼土化した都市の復興を目的として実施された土地区画整理事業。文京区内では面積約1,400ヘクタールについて実施された。
Society5.0 [ソサイエティ-]	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。
た行	
耐火建築物	建築基準において、その主要構造部（壁、柱、床、梁、屋根、階段）が耐火性能を満たし、かつ、延焼の恐れのある開口部（窓やドア）に防火戸など火災を遮る設備を有する建築物をいう。
第四次産業革命	デジタル技術の進展と、あらゆるモノがインターネットにつながるIoTの発展により、新たな経済発展や社会構造の変革を誘発すること。
脱炭素型まちづくり	脱炭素（カーボンニュートラル）をめざすまちづくり。「脱炭素」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス*の排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。
脱炭素社会	脱炭素（カーボンニュートラル）を達成した社会。「脱炭素」とは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス*の排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。
地域総合危険度	東京都震災対策条例に基づき、東京都が概ね5年に1回、地震に関する地域危険度測定調査を行い、都内の市街化区域の町丁目について、各地域における地震に関する危険性を、建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難係数及び総合危険度で示すもの。
地域地区	地域ごとの性格に応じて建築制限等を行うために定める都市計画。用途地域*、特別用途地区*、高度地区*、風致地区*などの種類がある。
地域冷暖房	温水、冷水、蒸気などの必要な熱媒体を集中的に製造し、導管を通じてこれをオフィスや商業施設など一定区域内の複数の建築物に供給する施設。冷暖房システムを集中させるため、熱エネルギーの有効利用、二酸化炭素（CO ₂ ）削減等に役立つ。文京区内では後楽一丁目、本駒込二丁目稼働している。

地区計画	都市計画法*に基づき、地区レベルのまちづくりの要請に応え、比較的小規模の地区を対象に建築物の形態、公共施設の配置などをきめ細かく定め、その地区にふさわしい良好なまちづくりを進めるための制度。
長寿命化	構造躯体の健全性を維持し、物理的な耐用年数近くまで建物や橋梁等を使用すること。
超スマート社会	必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会。
東京都景観計画	景観法*を活用した届出制度や景観重要公共施設の指定などに加え、東京都独自の取り組みとして、大規模建築物等の事前協議制度など、良好な景観形成を図るための具体的な施策を示した計画。
特定緊急輸送道路	「東京における緊急輸送道路*沿道建築物の耐震化を推進する条例」第7条に基づき特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した道路。
特別用途地区	都市計画法*に基づき、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等を実現するため、用途地域*を補完して定める地区。建築基準法に基づく条例により、建築物の用途等が制限される。
都市再開発の方針	都市再開発法に基づき、市街地における再開発の各種施策（市街地再開発事業*、土地区画整理事業、地区計画*等、ほか）を長期的かつ総合的に体系づけた東京都が策定したマスタープラン。再開発の適正な誘導と計画的な推進を図ることを目的としている。特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区として、文京区内では8地区が定められている。
都市型産業	都市を舞台に活動する産業。文京区においては、これまで印刷関連や医療機器関連産業などの企業立地が特徴であったが、近年では学習支援関連産業などの企業立地が増えている。
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	都市計画法*に基づき、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする東京都が策定したマスタープラン。都市計画区域マスタープランともいう。区域区分に関する方針に加え、主要な都市計画の決定方針などを定めている。
都市計画法	都市計画の内容及びその決定手続きなどに関し必要な事項を定めることで、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。
都市づくりのグランドデザイン	平成28年9月に東京都都市計画審議会から出された答申「2040年代の東京の都市像その実現に向けた道筋について」を踏まえ、平成29年に東京都が策定した計画で、2040年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示したもの。

土砂災害警戒区域	土砂災害防止法*第7条に基づき東京都が指定する、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法*第9条に基づき東京都が指定する、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域。
土砂災害防止法	正式名称は「土砂災害警戒区域*等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」といい、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとする法律。
は行	
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所*・避難経路などの防災関係施設の位置等を表示した地図。
花の五大まつり	毎年四季折々の花をテーマに、湯島天満宮や根津神社、白山神社、播磨坂を会場として行われる、地域が主体となった大きなイベント。
バリアフリー	障害者や高齢者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。
PDCAサイクル [ピーディーシーエー]	PDCA サイクルとは、「Plan（計画）→Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）」という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
ヒートアイランド現象	人工的な排熱の増加及び自然空間の減少により、地表面での熱吸収が行われずに、都市部に熱が溜まる現象で、自然の気候とは異なった都市部独特の局地的な気温の上昇のこと。等温線を描くと島の形に似るので、その名がある。
非営利活動団体	様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体。
ビッグデータ	膨大かつ多様で複雑なデータのこと。スマートフォンを通じて個人が発する情報、カーナビゲーションシステムの走行記録など、日々生成されるデータの集合を指し、単に膨大なだけではなく、非定形でリアルタイムに増加・変化するという特徴がある。
避難所	災害のため被害を受けた者、または受ける恐れのある者のうち、避難しなければならない者を一時的に受け入れ、保護するために、区立小・中学校などに開設する避難生活のための場所。
避難場所 (広域避難場所)	建築物の倒壊、火災、水害などにより避難所*が危険な状態になったとき、一時的に身を守るため避難することができる安全な場所。

避難路	地震の発生による建築物の倒壊、火災、水害などの災害により、著しい被害が発生する恐れのある地域などにおいて、住民を避難所*及び避難場所*へ安全に避難させる道路。
風致地区	都市計画法*に基づき、自然的景観を維持し、樹林地等の緑の保存を図るべき区域に指定する環境保全のための制度。建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等の行為について規制がある。文京区においては、水道橋により昌平橋にいたる神田川、中央線線路敷を含む一帯（お茶の水）と、江戸川公園、新江戸川公園、椿山荘を含む神田川沿いの一帯（関口台）の2地区で指定されている。
不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）/重点整備地域	整備地域*の中でも特に重点的・集中的に改善を図るべき地域。区からの申請に基づき、都が指定する。
不燃空間	→「面的な不燃空間」の項で解説。
不燃領域率	地区内における一定規模以上の道路や公園等の空地面積と、地区内の全建物建築面積に対する耐火建築物*等の建築面積の比率から算定される、地区面積に対する不燃化面積の割合。その地区の燃え広がりにくさを表す。
文の京（ふみのみやこ）ロード・サポート	道路の清掃や植樹帯を活用した美化活動など、地域が主体となって快適なみちづくりを進めていく制度。
ベンチャー企業	高度な技術力と専門的な知識を生かして創造的な新事業を行う、高成長の可能性を有する中小企業。
防災街区整備方針	阪神・淡路大震災を受けて公布された、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（密集法）に基づき、東京都が策定したマスタープラン。防災上危険性の高い木造住宅密集地域について、計画的な再開発又は開発整備により、延焼防止機能及び避難機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用が図られる防災街区の整備を促進し、安全で安心して住めるまちとして再生を図ることを目的とする。文京区内では特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（防災再開発促進地区）として、2地区が指定されている。
防災都市づくり推進計画	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年度に東京都が策定した計画で直近では令和2年度に改定された。災害に強い都市の早期実現を目指し、市街地火災の延焼を防止する延焼遮断帯*の整備、木造住宅密集地域等の防災上危険な市街地の整備等について、整備目標、整備方針を定めるとともに、具体的な整備プログラムを定めている。
包摂的社会（ソーシャルインクルージョン）	国民一人ひとりが社会に参加し、潜在能力を発揮できる環境整備を進めるために、社会的排除の構造と要因を克服する一連の政策的な対応。
ポケットパーク	都市環境を改善するため、植栽に加えて休憩施設や彫刻などを設置した道路敷地内等の余剰スペース。

ま行	
マイクロモビリティ	電動キックボードなどコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる乗り物のこと。
MaaS [マース]	Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。
まちづくりDX	基盤となるデータの整備やデジタル技術の活用を進め、まちづくりのあり方を変革することで、都市における新たな価値の創出または課題の解決を図ること。
無電柱化	電線類の地中化や軒下・裏配線などにより、道路上から電柱を無くすこと。
モニタリング指標	実績値の確認による進捗管理を行いながら、施策の展開につなげるための指標。
や行	
優先整備路線	都市計画道路を計画的・効率的に整備するため、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（平成 28（2016）年 3 月策定）において、おおむね 10 年間で優先的に整備すべき路線として選定された路線。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、国籍、言語、文化などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいような都市や生活環境をデザインする考え方。ユニバーサルデザインとは何か、を説明するにあたっては、ロナルド・メイスらがまとめた 7 つの原則（①公平性の原則、②柔軟性の原則、③単純性と直感性の原則、④安全性の原則、⑤認知性の原則、⑥効率性の原則、⑦快適性の原則）がよく用いられる。
容積率	敷地面積に対する建築物の延床面積の割合。
用途地域	都市計画法*に基づき、地域ごとの性格に応じて土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、都市機能の向上を目的として、建築物に一定の制限を加える制度。全部で 12 種類があり、文京区内ではそのうちの 8 種類が定められている。
ら行	
ライフライン	都市生活や都市活動を支えるために、地域にはりめぐらされている電気・ガス・上下水道等の供給処理施設や、電話やインターネット等の通信設備などのこと。
ランドマーク	地域の目印となる建造物、地形（山、水辺、坂等）などの総称。景観形成上、重要かつ象徴的な要素のひとつ。

立体都市公園制度	都市公園法第 20 条～第 26 条に基づき、適正かつ合理的な土地利用を図る上で必要がある場合には、都市公園の下部空間に都市公園法の制限が及ばないことを可能とし、都市公園の区域を立体的に定めることができる制度。
緑視率	人の普通の視野の範囲で撮影された写真を用い、その中に占める樹木等の緑の面積占有から算出される緑の割合。
緑被率	樹木地、植栽地、草地などの植物で被われた面積（緑被地）が、土地の面積に占める割合。
レジリエンス	様々な危機からの回復力、復元力、強靭性。

文京区都市マスタープラン 2024

令和6（2024）年9月

発行／文京区

編集／都市計画部都市計画課

〒112-8555

東京都文京区春日一丁目16番21号

電話 03-3812-7111（代表）

地図の作成にあたっては東京都縮尺1/2,500地形図（令和3年度版）を使用した。

（承認番号MMT 利許第06-105号）無断複製を禁ずる。

印刷番号：H0124009

頒布価格：1,800円



文京区都市マスタープラン 2024

令和6(2024)年9月

発行／文京区

編集／都市計画部都市計画課

〒112-8555

東京都文京区春日一丁目16番21号

電話 03-3812-7111(代表)

印刷番号:H0124009

頒布価格:1,800円